同条第十四項中 「及び第五項」 在 第五項及び第六項」 に改め、 同項を同条第十三項とし、 同条第十五

項を同条第十四項とする。

子法人のうち、 Щ 規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人」を「又はその連結 決定の日が」に改め、 第六十八条の六十四第一項中「計画として政令」を「ものとして財務省令」に改め、同条第三項第五号 「、連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、「解散の日が」を「破産手続開始の 次に掲げる連結法人」に改め、 同条第四項中「の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に 同項に次の各号を加える。

- 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人
- 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- 三 清算中の連結子法人

第六十八条の六十五第一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、 「金額を当該連結親法人又は

を「金額を当該連結親法人若しくは」に改める。

第六十八条の六十六第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、

該連結親法人事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号に掲げる法人に該当するものを除 「における当該連結親法人」の下に「(同法第二条第九号に規定する普通法人である連結親法人のうち当

頂 第三項を 条の十五まで」に、「、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項」を「及び第六十八条の十 二第二項」に、 第六十八条の六十七第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、 第六十八条の十五第五項」を削り、同条第五項第二号中「第六十八条の十五の二まで」を「第六十八 を「第六十八条の十四第二項中「並びに前条」とあるのは「、前条並びに第六十八条の六十七第 「第六十八条の十三第一項」に、 「第六十八条の十五第二項、」を「第六十八条の十四第二項、」に、 「第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の二第一 「第六十八条の十四

の八十五の四まで」を「、第六十八条の七十八から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三若 出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に、「若しくは第六十八条の七十八から第六十八条 第六十八条の六十八第一項及び第八項中「、第六十八条の十五第五項」を削り、同条第九項中「、 現物

項」と、第六十八条の十五第一項」に改める。

改め、 中 第一項 十五第二項 八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項」を「及び第六十八条の十二第二項」に、 しくは第六十八条の八十五の四」に改め、同条第十項中「第二条第三十九号」を「第二条第三十六号」に 「並びに前条」とあるのは 同条第十一項第二号中「第六十八条の十五の二まで」を「第六十八条の十五まで」に、 气 「第六十八条の十五第二項及び第六十八条の十五の二第一項」を を 「第六十八条の十四第二項、 前条並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五第一項」 に、に、 「第六十八条の十四第二項」を「第六十八条の十三 「第六十八条の十四第二項 「第六十八条の 7、第六十 に改め

第六十八条の六十九第一項中「、第六十八条の十五第五項」を削る。

る。

七項中 後設立法人」を「被現物分配法人」に、 分社型分割等」 型分割等」 第六十八条の七十第一項中「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」に改め、同条第 「適格分社型分割、 を 「適格分割等」に、 を 「適格分割等」 」を「適格分割、」に、 に改め、 「被事後設立法人」 「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。 同条第十項中 「適格事後設立」を「適格現物分配」に、 を「被現物分配法人」に改め、 「適格事後設立」を 「適格現物分配」に、 同条第九項中 「適格分社 「適格 「被事

め、 度におけるその」に改め、 連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、 第六十八条の七十一第一項中「第五項」を「第五項第二号」に改め、 当該」を「連結事業年度における当該」 同号を同項第四号とし、 同項第三号中「連結事業年度 同項第二号の次に次の一号を加える。 に改め、 同項第二号中 当該」を「連結事業年度における当該」に改 「連結事業年度 同条第二項中「次の各号に掲げる 同項第一号中 その」を「連結事業年 「連結事業年度

三清算中の連結子法人

分割等」を「当該適格分割又は適格現物出資」 格現物出資」 は被事後設立法人をいう。 「当該分割承継法人等」を「当該分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、 第六十八条の七十一第三項中「適格分社型分割、 に改め、 「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、 以下この条において同じ。)」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に、 に、 適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適 「分割承継法人等 (分割承継法人、 同項に次のただし書を加え 被現物出資法人又 「当該適格分社型

ただし、 当該連結子法人のうち清算中のものについては、 この限りでない。

る。

削り、 に、 等 開始の決定による」を加え、 現物出資法人又は被現物分配法人」 割等を 物出資 開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)、 項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、 をに、 「分割承継法人又は被現物出資法人」 (第十三項第四号)に、 第六十八条の七十一第四項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、 を 同項第三号中 「適格分割又は適格現物出資」に、 を 12 適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、 「当該適格分社型分割等」 「適格分割、 被現物出資法人又は被事後設立法人」 「適格分社型分割等」 適格現物出資又は適格現物分配 (適格分割型分割にあつては、 「解散の日が」 に改め、 ŧ に改め、 「当該適格分割等」 を を 「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」 同条第十三項第三号中 「適格分割又は適格現物出資」 「破産手続開始の決定の日が」 同号を同項第二号とし、 を 適格現物出資又は適格事後設立」 (以下この項において K その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度 「又は被現物出資法人」 「分割承継法人等」 「開始の日 連結子法人の」の下に 同条第六項中 同条第九項中 (以下この条」を に、 に改める。 「適格分割等」という。) 查 に改め、 分割 「分割承継法人、 「適格分社型分割 承継法人等] を 「適格分社型分 同項第二号を 「又は適格現 「破産手続 「開始の日 同条第五 被 を

物分配」に、 第六十八条の七十二第五項中「適格分社型分割、 「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、 」を「適格分割、 「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改 に、 「適格事後設立」を「適格現

め

同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

改め、 に 十八条の八十二から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に 第六十八条の七十四第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を「、第六 「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配により被現物分配法人」に改める。 同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」

改め、 十八条の八十二から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に 第六十八条の七十五第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を 同条第三項第四号中「適格事後設立に係る事後設立法人」を「適格現物分配に係る現物分配法人」 第六

十八条の八十二から第六十八条の八十五まで、第六十八条の八十五の三又は第六十八条の八十五の四」に 第六十八条の七十六第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の四まで」を「、

「適格事後設立により被事後設立法人」を「適格現物分配により被現物分配法人」に改める。

に、

法人 第六十八条の八十二から第六十八条の八十五まで又は第六十八条の八十五の三」に改め、 「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、 第六十八条の七十六の二第一項中「又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の三まで」を「、 「又は現物分配法人」に改め、 同条第七項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」 「適格事後設立」を「適格現物分配」に、 「又は事後設立 同条第四項中 に改め

నే,

立法人」を「現物分配法人」に改め、 分配法人」に改め、 法人」に改め、 を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、 る連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に限る。第十二項において同じ。)」及び 「又は分割型分割」を削り、 第六十八条の七十八第四項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、 同条第十一項中「適格分社型分割等」を 「又は適格分割に該当しない分割型分割(その分割型分割の日が同条第一項に規定す 同条第九項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、「適格事後設立」 「又は適格分割に該当しない分割型分割」及び「又は分割型分割」 「適格分割等」に改め、 「被事後設立法人」を 「被事後設立法人」を 同条第十二項中 「被現物分配 「被現物 「事後設

を削り、 同条第十五項第一号ロ及び第二号中「適格事後設立」を「適格現物分配」 に改める。

第六十八条の七十九第一項中 「第五項」を 「第五項第二号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる

連結事業年度における当該各号に定める」を「うち、次に掲げる」に改め、 同項第一号中 「連結事業年度

度におけるその」に改め、 当該」を「連結事業年度における当該」に改め、 同項第三号中「連結事業年度 同項第二号中「連結事業年度 その」を「連結事業年 当該」を「連結事業年度における当該」に改

め 同号を同項第四号とし、 同項第二号の次に次の一号を加える。

三 清算中の連結子法人

第六十八条の七十九第三項中「適格分社型分割、 適格現物出資又は適格事後設立」を 「適格分割又は適

格現物出資」 に改め、 「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、 「適格分社型分割

等に係る分割承継法人等(分割承継法人、 被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。 以下この条におい

て同じ。)」を「適格分割又は適格現物出資に係る分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、 同項に次

のただし書を加える。

ただし、 当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。

中 中 資法人又は被事後設立法人(以下この条において「合併法人等」という。)」 場合の当該適格分割型分割に限る。)、 格分社型分割等」を 被現物出資法人」 に改め、 適格現物出資の」 分割又は適格現物出資」に改め、 「分割承継法人等」を 適格合併等」という。 第六十八条の七十九第三項各号中「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」 「適格分社型分割等」 「合併法人等が」を「合併法人、 同項第二号を削り、 (適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である に、 に、 「適格分割又は適格現物出資」に改め、 「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、 「適格合併等に」)」を「又は適格現物出資」に、 を 適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」 「適格分割又は適格現物出資」に、 同項第三号中「適格分社型分割等」を 同条第五項中 分割承継法人又は被現物出資法人が」に、 を 適格現物出資又は適格事後設立 「適格合併、 「開始の日 適格分割又は適格現物出資に」に、 「適格合併等の」を (以下この条」を「開始の日 同条第四項中 「分割承継法人等」 同号を同項第二号とし、 「適格分割又は適格現物出資」に、 (以下この項及び第七項において 「適格分社型分割等」を を「又は被現物出資法人」 「適格合併、 「合併法人等の適格合併 を に改め、 「分割承継法人又は (第十三項第四 適格分割又は 同条第七項 同条第六項 被現物出 適格 適

め う。)」に改め、 等」という。)」に改め、 る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人(以下この項において「分割承継法人等」とい 等により」を 7 等」を「合併法人、 法人等」を 同条第九項中 「破産手続開始の決定の日が」に改め、 「適格分割等」という。)を」に、 同項第三号中「、 「合併法人、 「適格分割等により」に、 「適格分社型分割等を」 同条第十三項中「合併法人等」を「合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人」に改 分割承継法人又は被現物出資法人の適格合併、 連結子法人の」の下に「破産手続開始の決定による」を加え、 分割承継法人、 同条第十六項中 を 「適格分社型分割等の」を「適格分割等の」 同条第十五項中 被現物出資法人又は被現物分配法人(次項において 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」を 「適格分割、 「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。 適格現物出資又は適格現物分配 「適格事後設立」 適格分割又は適格現物出資」に改め、 を 「適格現物分配」 に、 (以下この項におい 「解散 「適格分割等に係 「適格分社型分割 に、 の日が」 「合併法人 「合併 を

三八五

め

同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」

に改める。

「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改

「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、

第六十八条の八十一第四項中

「適格分社型分割、

を

「適格分割、

しに、

「適格事後設立」を

「適格現

物分配」に、 第六十八条の八十二第四項中「適格分社型分割、」を「適格分割、」に、 「適格分社型分割等」を 「適格分割等」に、 「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改 「適格事後設立」を「適格現

め、同条第六項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」

に改める。

め 度におけるその」に改め、 連結事業年度における当該各号に定める」 第六十八条の八十三第一項中 同号を同項第四号とし、 を「連結事業年度における当該」に改め、 同項第三号中「連結事業年度 同項第二号の次に次の一号を加える。 「第六項」を を「うち、 「第六項第二号」に改め、 同項第二号中 次に掲げる」に改め、 当該」を「連結事業年度における当該」に改 「連結事業年度 同条第三項中「次の各号に掲げる 同項第一号中 その」を「連結事業年 「連結事業年度

三 清算中の連結子法人

は被事後設立法人をいう。以下この条において同じ。)」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改 格現物出資J 分割等」 第六十八条の八十三第四項中 「当該適格分割又は適格現物出資」 に改め、 「以下この条において 「適格分社型分割、 「適格分社型分割等」という。 に、 適格現物出資又は適格事後設立」 「分割承継法人等 (分割承継法人、 」を削り、 を 被現物出資法人又 「適格分割又は適 「当該適格分社型

め、同項に次のただし書を加える。

当該連結子法人のうち清算中のものについては、 この限りでない。

第六十八条の八十三第五項中 「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」 に改め、 同条第六

項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、 「開始の日 (以下この条」を 「開始の日

(第十四項第四号」に、 「(適格分割型分割にあつては、その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度

開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)、適格現物出資又は適格事後設立」を 「又は適格現

物出資」に、 被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」 に改め、 同項第二号を

削り、 同項第三号中 「適格分社型分割等」を 「適格分割又は適格現物出資」 に、 「分割承継法人等」を

「分割承継法人又は被現物出資法人」 に改め、 同号を同項第二号とし、 同条第七項中 「適格 分社型分割

等 「適格分割又は適格現物出資」 に、 「分割承継法人等」 を 「分割承継法人又は被現物出資法 人

に、 適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、 同条第十項中 「適格分社型分

割等を」 を「適格分割、 適格現物出資又は適格現物分配 (以下この項において「適格分割等」という。)

を に、 「当該適格分社型分割等」を 「当該適格分割等」に、 「分割承継法人等」 を「分割承継法人、 被

開始の決定による」を加え、 現物出資法人又は被現物分配法人」に改め、 「解散の日が」を「破産手続開始の決定の日が」に改める。 同条第十四項第三号中「、連結子法人の」の下に「破産手続

 \emptyset 物分配」 第六十八条の八十四第四項中「適格分社型分割、 同条第六項中 「適格分社型分割等」を 「適格分社型分割等」を 「適格分割等」に、 「適格分割等」に改める。 を 「適格分割、 「被事後設立法人」 に、 「適格事後設立」を を「被現物分配法人」 「適格現 に改

中 該 第二号の土地建物等」に改め、 る」を「うち、次に掲げる」に改め、 第六十八条の八十五第一項中「第六項」を「第六項第二号」に、 「連結事業年度 に改め、 同項第二号中「連結事業年度 当該] を 「連結事業年度における当該」に改め、 同条第三項中「次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定め 同項第一号中「連結事業年度」当該」を「連結事業年度における当 その」を「連結事業年度におけるその」に改め、 「同号の土地建物等」を 同号を同項第四号とし、 「同条第一項 同項第二号 同項第三号

三 清算中の連結子法人

の次に次の一号を加える。

第六十八条の八十五第四項中「適格分社型分割、 適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割又は適

は被事後設立法人をいう。 分割等」 格現物出資」に改め、 を 「当該適格分割又は適格現物出資」に、 「以下この条において「適格分社型分割等」という。」を削り、 以下この条において同じ。)」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改 「分割承継法人等 (分割承継法人、 被現物出資法人又 「当該適格分社型

Ŋ,

同項に次のただし書を加える。

項中「第十五条の二第一項本文」を「第十五条の二第一項」に、 (第十四項第四号」に、 第六十八条の八十五第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に改め、 ただし、当該連結子法人のうち清算中のものについては、この限りでない。 (適格分割型分割にあつては、 その適格分割型分割の日が連結親法人事業年度 「開始の日 (以下この条)を 「開始の日 同条第六

削り、 物出資」 開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。)、 「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格分社型分割 同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割又は適格現物出資」に、 被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」 適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現 に改め、 「分割承継法人等」を 同項第二号を

「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」

等

を

「適格分割又は適格現物出資」に、

に、 開始の決定による」を加え、 を」に、 割等を」 現物出資法人又は被現物分配法人」 を「適格分割、 適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に改め、 「当該適格分社型分割等」 適格現物出資又は適格現物分配 「解散の日が」 に改め、 を「当該適格分割等」に、 を 同条第十四項第三号中 「破産手続開始の決定の日が」 (以下この項において「適格分割等」という。 「分割承継法人等」を 連結子法人の」 同条第十項中 に改める。 「分割承継法人、 の下に 「適格分社型分 「破産手続 被

第六十八条の八十五の二を次のように改める。

第六十八条の八十五の二 削除

格分社型分割等」 同条第四項中「適格分社型分割、 「適格分社型分割等」 第六十八条の八十五の三第一項中「を当該連結親法人又は」を「を当該連結親法人若しくは」 を 「適格分割等」に、 を 「適格分割等」 」を「適格分割、」に、 に改める。 「被事後設立法人」 「適格事後設立」を「適格現物分配」 を「被現物分配法人」 に改め、 同条第六項中 に改め、 に、 適

格現物分配」に、 第六十八条の八十五の四第七項中 「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、 「適格分社型分割、 Ě 「適格分割、 「被事後設立法人」 に、 を「被現物分配法人」 「適格事後設立」 を 適

分配法人 を に改め、 「被現物分配法人」に、 同条第九項中 に改め、 同条第十四項第一号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に改める。 「適格分社型分割等」を 「適格事後設立」 を 「適格分割等」に改め、 「適格現物分配」 に、 「又は事後設立法人」 同条第十項中「被事後設立法人」 を 「又は現物

磁的記録を含む。以下この項、 同条第十九項中「締約国」の下に「又は締約者」を加え、 書類又は」 書類」の下に「(その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電 の下に「。次項において同じ」を加え、 「第二条第三十九号」に、 第六十八条の八十八第六項中「帳簿書類」を「書類として財務省令で定めるもの」に改め、 を 「財務省令で定めるもの又は」に改め、同条第十一項中「十万円」を「三十万円」 「同条第四十四号」を「同条第四十号」に改め、 次項及び第十一項第二号において同じ。) 」を加え、 「以下この条において同じ。」を削り、 「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。 同条第七項中「保存する帳簿 「第二条第四十三号」を 同条第八項中 「をいう」 に改め、 「帳簿

中 ・「もの 第六十八条の九十の前の見出し中 (以下この款」を「もの(以下この条及び次条」に改め、 「個別課税対象金額」 を「個別課税対象金額等」に改め、 「この項」の下に「、第三項及び第四 同条第 項

第六十八条の八十八の二第一項中「条約相手国」を「条約相手国等」に改める。

く。)が、」に、 号中 るもの 場その他の固定施設を有し、 の外国法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるものを除く。)を除 人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務を行う場合における当該他 の五」を「百分の十」に改め、同号イ中「口において同じ」を「口及び第四項において同じ」に改め、 項」を加え、 項第二号中「百分の五」を「百分の十」に改め、同条第三項を削り、 (特定事業 第一項各号」を「、 「第六十六条の六第四項第二号」を (株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、 (第六十六条の六第三項に規定する特定事業をいう。 「第一号において同じ」を「第一号及び第四項において同じ」に改め、 「固定施設を有する」を「その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、 同項各号」に、 かつ、 その事業の管理、支配及び運営を自ら行つている」に改め、 「第六十六条の六第三項第二号」に改め、 「前項に規定する特定外国子会社等が」を 次項において同じ。) 同条第四項中「及び前項」を削り、 当該特定外国子会社等が他の外国法 同項を同条第三項と 同項第一号中「百分 「特定外国子会社等 を主たる事業とす 店舗、エ 同項第二 同

第一 項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等が、平成二十二年四月一日以後に開始する各事

同項の次に次の一項を加える。

社等が行う事業 業年度において前項の規定により第一項の規定を適用しない適用対象金額を有する場合において、 から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、 金額を超えるときは、 令で定めるところにより計算した金額 の合計額 以下この項において「特定所得の金額」という。)を有するときは、当該各事業年度の特定所得の金額 各事業年度に係る次に掲げる金額 会社等の直接及び間接保有の株式等の数に対応するものとしてその株式等の請求権の内容を勘案して政 (次項において「部分適用対象金額」という。) のうちその連結法人の有する当該特定外国子 に相当する金額は、 (特定事業を除く。)の性質上重要で欠くことのできない業務から生じたものを除く。 当該相当する金額。 (第一号から第五号までに掲げる金額については、 その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日 (当該金額が当該各事業年度に係る個別課税対象金額に相当する 次条及び第六十八条の九十二において「個別部分課税対象金 当該特定外国子会 益金の額に算 当該

株式又は出資 剰余金の配当等の額 (その有する自己の株式等を除く。)の総数又は総額のうちに占める割合が百分の十に (当該特定外国子会社等の有する他の法人の株式等の数又は金額のその発行済 入する。

.

三九四

満たない場合における当該他の法人(第四号において「特定法人」という。)から受けるものに限

る。以下この号において同じ。)の合計額から当該剰余金の配当等の額を得るために直接要した費用

の額の合計額又は当該剰余金の配当等の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した

金額を控除した残額

債券の利子の額の合計額から当該利子の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該利子

の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

債券の償還金額 (買入消却が行われる場合には、 その買入金額) がその取得価額を超える場合にお

けるその差益の額の合計額から当該差益の額を得るために直接要した費用の額の合計額又は当該差益

の額に係る費用の額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額

冱 特定法人の株式等の譲渡 (第六十六条の六第四項第四号に規定する譲渡をいう。次号において同

じ。)による対価の額の合計額から当該株式等の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要した

費用の額の合計額を控除した残額

五. 債券の譲渡による対価の額の合計額から当該債券の取得価額及び当該対価の額を得るために直接要

した費用の額の合計額を控除した残額

六 特許権等 (第六十六条の六第四項第六号に規定する特許権等をいう。 以下この号において同じ。

の使用料 (当該特定外国子会社等が自ら行つた研究開発の成果に係る特許権等の使用料その他の政令

で定めるものを除く。以下この号において同じ。)の合計額から当該使用料を得るために直接要した

費用の額の合計額を控除した残額

E 船舶又は航空機の貸付けによる対価の額の合計額から当該対価の額を得るために直接要した費用の

額の合計額を控除した残額

第六十八条の九十第八項を同条第九項とし、 同条第七項中「、 第四項」を削り、 同項を同条第八項と

「第四項の規定は」を「第五項の規定は、 政令で定めるところにより」に改め、 同項を

同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、 同項の前に次の一項を加える。

5 前項の規定は、 第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等につき次のいずれかに該当する

事実がある場合には、 当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る部分適用対象金額について

は、適用しない。

各事業年度における部分適用対象金額に係る収入金額が千万円以下であること。

各事業年度の決算に基づく所得の金額に相当する金額として政令で定める金額のうちに当該各事業

年度における部分適用対象金額の占める割合が百分の五以下であること。

第六十八条の九十一第一項中 「連結法人が同項」を「連結法人が、 同項又は同条第四項」に、 「のうち

当該」を「のうち、 対応するもの (当該個別部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。) として政令で定めるところに 当該 K 「金額は」 を 「金額又は当該特定外国子会社等の個別部分課税対象金額に

より計算した金額は」に、 「連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象金額」を 「連結法人にお

ける特定外国子会社等の個別課税対象金額等」に、 同条第二項中「内国法人が」を「内国法人が、」に、 「の課税対象金額」を「の課税対象金額等」に改め、 「当該内国法人」を「、当該内国法人」に改め、

場合」の下に「又は当該特定外国子会社等の同条第四項に規定する部分課税対象金額に相当する金額に

つき同項の規定の適用を受けた場合」を、 「当該課税対象金額」の下に「又は当該部分課税対象金 額

を、 「個別課税対象金額」 の下に「又は個別部分課税対象金額」 を加え、 同条第三項中 「連結法人が」 を

「連結法人が、」 に改め、 「場合」の下に「又は同条第四項の規定の適用に係る特定外国子会社等の個別

部分課税対象金額に相当する金額につき同項の規定の適用を受ける場合」 を加える。

め 第二項」を「から第三項まで及び第八項から第十項まで」に、 額若しくは課税済金額」を「個別課税済金額等」に改め、同項を同条第十五項とし、 条第九項中「第一項」の下に「若しくは第三項又は第八項若しくは第十項」 二項前段の」 当等の額に」を「、この項前段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に」に改め、 の項及び次項」を「第三項まで」に改め、 で」を「この条」に、 額又は個別間接配当等若しくは個別間接課税済金額」に、 人に係る特定外国子会社等」を「外国法人」に、「当該特定外国子会社等」を「当該外国法人」に、 第六十八条の九十二第一項中 「第六十八条の九十二第二項前段」の下に「又は第九項前段」を加え、 同条第八項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第八項から第十項まで」に、 を 「第二項前段又は第九項前段の」に、 「当該特定外国子会社等」を「当該外国法人」に改め、 「当該連結法人に係る特定外国子会社等」を「外国法人」に、 「「次項」の下に「及び第三項」を加え、 「益金不算入)」を「配当等の益金不算入)」 「又は課税済金額」 「、個別課税済金額」 を加え、 同項を同条第十七項とし、 を 同条第二項中 を つ . 同条第七項中「及び 個別間接配当等若し 同項を同条第十六項 同条第十項中 当該剰余金 「個別課 個別課税済金 「当該連結法 「第四項ま 税済金 に改 の配 第 [2] 同

十六条の八第五項」を「第六十六条の八第六項」に、 当等をいう。)若しくは間接課税済金額(次項において「個別課税済金額等」という。)」に改め、 この項において「分割法人等」という。)」を「分割法人等」に、 くは個別間接課税済金額又は課税済金額、 を同条第十四項とし、 「同条第四項第二号」に改め、 「分割前十年内事業年度又は」 「適格分割等」という。 同条第六項中「適格分割、 _ を 同項を同条第七項とし、 を削り、 「適格分割等」に、 間接配当等(第六十六条の八第十一項第一号に規定する間接配 「同条第五項」 適格現物出資又は適格事後設立 「被事後設立法人」 **一分割法人、** 同項の次に次の六項を加える。 を「同条第六項」に、 現物出資法人又は事後設立法人 「第三項の」を「第四項の」 を「被現物分配法人」に、 「同条第三項第二号」を (以下この項において に改め、 以下 第六 同項

8 るまでの金額は、 規定の適用を受ける部分の金額を除く。)のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達す において同じ。) する場合における同法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。 連結法人が外国法人(法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算 当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、 から受ける剰余金の配当等の額がある場合には、 当該剰余金の配当等の額 益金の額に算入しない。 以下この項 (第一項の

9

連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額 (法人税法第八十一条の三第一項の規定により同

に限る。 項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第一項の規定の適用を受けるもの 以下この項において同じ。) がある場合には、 当該剰余金の配当等の額 (第二項の規定の適用

を受ける部分の金額を除く。)のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金

額についての同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合におけ る同法第二十三条の二第一項の規定の適用については、 同項中「以下第三項までにおいて「剰余金の配

当等の額」という。) がある場合には、 当該剰余金の配当等の額から当該剰余金の配当等の額に係る費

用の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額」とあるのは、

「次項及び第三項において 「剰余金の配当等の額」という。)」とする。 この場合において、 この項前

段の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定

する個別損金額を計算する場合における同法第三十九条の二に規定する外国源泉税等の額については、

同条の規定は、 適用しない。

10 連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額(法人税法第八十一条の三第一項の規定により同

額は、 を受ける部分の金額を除く。)のうち当該外国法人に係る間接特定個別課税対象金額に達するまでの金 に限る。 項に規定する個別益金額を計算する場合における同法第二十三条の二第二項の規定の適用を受けるもの 当該連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、 以下この項において同じ。)がある場合には、 当該剰余金の配当等の額 益金の額に算入しない (第三項の規定の適用

各事業年度(以下この号において「前二年以内の各連結事業年度等」という。)のうち最も古い連結 この項において「配当連結事業年度」という。) 連結法人が外国法人から剰余金の配当等の額を受ける日を含む当該連結法人の連結事業年度 開始の日前二年以内に開始した各連結事業年度又は 以下

11

前三項に規定する間接特定個別課税対象金額とは、

次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額をい

う。

第四項又は第六十六条の六第一項若しくは第四項の規定の適用に係る事業年度開始の日前に受けた剰 他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額 事業年度又は事業年度開始の日から配当連結事業年度終了の日までの期間において、 余金の配当等の額として政令で定めるものを除く。) (当該他の外国法人の第六十八条の九十第一項若しくは のうち、 当該連結法人の有する当該外国法人の 当該外国法人が